

NPO 法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンター定款

第1章 総 則

〔名 称〕

第 1 条 この法人は、NPO 法人 住学協同機構筑豊地域づくりセンターと称する。

〔事務所〕

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡県飯塚市内に置く。

第2章 目的及び事業

〔目 的〕

第 3 条 この法人は、住民と近畿大学産業理工学部をはじめとする地域の大学(以下「大学」という)が協同して、地域づくりに関する事業を行い、併せて子どもを含む地域住民の学習啓発を促し、その交流と親睦を図り、もって筑豊地域の文化や経済の振興、発展に寄与することを目的とする。

〔特定非営利活動の種類〕

第 4 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

〔事 業〕

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1 地域の福祉増進に関する普及啓発事業
 - 2 むらおこし・地域づくりに関する普及啓発事業
 - 3 むらおこし・地域づくりを担う人材の育成事業
 - 4 地域社会の振興発展に関する調査・研究事業

- 5 地域社会の振興発展に関する情報の収集・提供事業
- 6 指定管理者制度に基づく地域社会振興に関する施設の管理運営事業
- 7 地域づくりのコンサルタント事業
- 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

〔種 別〕

第 6 条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 特別会員 この法人を運営する上で有用な学識経験者
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生及び大学院生

〔入 会〕

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

〔入会金及び会費〕

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

〔会員の資格喪失〕

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

〔退 会〕

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

〔除 名〕

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

〔拠出金品の不返還〕

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 会 長

〔会 長〕

第13条 この法人に、法上の役員以外に会長1名を置くことができる。

2 会長は、近畿大学産業理工学部学部長が就任する。

3 会長は、この法人の活動全般について助言を行うとともに、通常総会並びに理事会をはじめ諸会合に出席し、意見を述べることができる。

第5章 役員及び事務局

〔役員：種類及び定数〕

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上15名以内、監事1名以上2名以内。

2 理事のうち、1名を理事長とする。又、副理事長2名以内を置くことができる。

〔選任等〕

第15条 理事並びに監事は、正会員の中から総会で選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

〔職 務〕

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

〔任期等〕

第17条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、総会が終結するまでその任期を短縮し、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合に

は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

〔欠員補充〕

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

〔解 任〕

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

〔報酬等〕

第20条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

〔事務局〕

第21条 この法人に事務局を置き、事務局長のほか必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は理事長が委嘱する。
- 3 事務局の運用に関する規約は、理事長が別途定める。

第6章 総 会

〔種 別〕

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

〔構 成〕

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

〔権 能〕

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任、解任及び職務
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 5 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

〔開 催〕

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次ぎの各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

〔招 集〕

第 26 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は F A X もしくは電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

〔議 長〕

第 27 条 総会の議長は、出席の正会員の中から選出する。

〔定足数〕

第 28 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席(書面又は F A X もしくは電磁的方法による表決を含む)がなければ、開会することができない。

〔議 決〕

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

〔表決権等〕

第 30 条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は F A X もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、捺印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第7章 理事会

〔構成〕

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

〔権能〕

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〔開催〕

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

〔招集〕

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAXもしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〔議長〕

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

〔議決〕

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決者を含む)、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又はFAXもしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、捺印しなければならない。

第8章 資産および会計

〔資産の構成〕

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

〔資産の区分〕

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

〔資産の管理〕

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

〔会計の原則〕

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〔会計の区分〕

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

〔事業計画及び予算〕

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

〔暫定予算〕

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

〔予備費の設定及び使用〕

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

〔予算の追加及び更正〕

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

〔事業報告及び決算〕

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔事業年度〕

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔臨機の措置〕

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

〔定款の変更〕

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決を含む)の議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者にかかるものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

〔解 散〕

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決を含む)の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

〔残余財産の帰属〕

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において定めるものに譲渡するものとする。

〔合 併〕

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上(書面又はFAXもしくは電磁的方法による表決を含む)の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

〔公告の方法〕

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第11章 雑 則

〔細 則〕

第57号 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

- 【付則】 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 大 塚 洋 一
理 事 太 田 勇 司
理 事 菊 川 清
理 事 白 澤 恵 一
理 事 高 橋 宏
理 事 野見山 ミチ子
理 事 久 門 守
理 事 深 町 裕 史
理 事 藤 江 文 雄
理 事 森 川 信 雄
理 事 宮 嶋 玲 子
監 事 加 地 豊
監 事 榎 塚 忠 穂

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し、任意団体「住学協同機構筑豊地域づくりセンター」の会員であつたものが引き続きこの法人の会員となる場合は、入会金及び設立初年度の年会費は、徴収しないものとする。

(1) 入会金	0円
(2) 年会費	
正会員(個人)	5,000円
正会員(団体)	10,000円(1口)
特別会員	0円

- 7 この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡県飯塚市大分1353番地に置く。

【付則】

- 1 この定款は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この法人の入会金及び会費は次に掲げる額とする。
- | | |
|------------|-------------|
| (1) 入会金 | 0円 |
| (2) 年会費 | |
| 正会員(個人) | 5,000円 |
| 正会員(団体) | 10,000円(1口) |
| 特別会員 | 0円 |
| (3) 学生会員会費 | 500円 |
- 但し、学生は卒業まで、大学院生は修了までの会費とする。
- 3 この法人の主たる事務所は、福岡県飯塚市太郎丸691番地1に置く。

【付則】

- 1 この定款は所轄庁の認証を受けた日より施行する。